

# 総務常任委員会会議録

## 目次

---

---

【開 会】 .....	2
議案第5号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について .....	2
委員長報告 .....	3
閉 会.....	3

## 1 日 時

令和6年12月4日（水）午前8時54分～午前10時17分

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員（7名）

委員長 神 谷 靖

副委員長 櫻 井 恵 二

委 員 榊 真 衣 子 石 塚 政 行 関 由 紀 夫

伊 藤 幹 夫 石 井 侑 男

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（7名）

### (1) 生活環境課（5人）

①生活環境課長 山口 武

②企画・危機対策担当 星宮 良行

③生活業務担当 白石 義人

④生活業務担当 長久保雄司

⑤生活業務担当 笹沼 和弘

### (2) 総務課（2人）

①総務課長 高橋 弘一

②行政担当 吉田佐江子

## 6 欠席説明員

なし

## 7 事務局 清水ゆう子 佐藤晶昭

## 8 付議事件

議案第5号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

## 9 会議の経過及び結果

## 【開 会】

---

---

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 （8時54分）

お諮りする。この際、議事に入る前に、直ちに別紙日程により、現地調査を行いたいと思うが、御異議はないか。

（異議なし）

御異議なしと認め、現地調査のため、暫時休憩とする。 （8時54分）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 （10時8分）

これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第5号の1件である。

### 議案第5号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○生活環境課長（山口 武）

（「議案書」2～38ページにより説明）

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○副委員長（櫻井恵二） 宇都宮市以外は全域こういう条例の改正をするのでしょうか。けれども、各地域によっても大体似たようなものか。

○生活環境課長 この条文については県内ほぼ統一的な形での作成ということになってくるかと思う。

○副委員長 分かった。

○委員長 そのほかないか。

○副委員長 罰則規定を勝手に厳しくするわけにはいかないのか。

○生活環境課長 はい。条例における罰則規定は、記憶だが、多分、懲役刑で言うと2年以下100万円以下の罰金までかと。ここでは1年以下の100万円以下の罰金ということになる。

○副委員長 分かった。

○委員長 そのほかないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

## 委員長報告

---

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

## 閉会

---

---

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(10時17分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長